

商工こすと かわら版

第261号
小須戸
商工会



新津税務署からのお知らせ

令和三年分

確定申告・納付期限の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内の申告等が困難な場合には、令和四年四月十五日(金)までの間、簡易な方法(※)により申告・納付等の期限を延長することができます。

(※) 期限後に申告が可能になった時点で、申告書の余白等に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を記載して提出してください。なお、「災害」による申告・納付等の期限延長申請書の提出は不要です。

現在、咳・発熱等の症状がある方や、体調のすぐれない方の、申告相談をご遠慮いただいております。体調が回復された後に改めてお立ち寄りください。

【留意点】

令和四年四月十五日(金)までに簡

易な方法により申告と同時に個別延長の申請をされた場合は、原則として、申告書の提出日が申告・納付期限となります。そのため、申告・納付が可能となった時点で提出してください。

令和四年四月十六日(土)以降であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に納付することが困難な場合には、「災害」による申告、納付等の期限延長申請書を提出することで、申告・納付等の期限を延長することができます。この場合は、所轄(新津税務署)の税務署長が指定した日が申告・納付期限となります。

【問合せ先】

新津税務署 総務課
☎二二二二二五

※自動音声案内の「二」をお選びください。担当者へつながります。

消費税インボイス制度説明会

開催のご案内

開催日	開催時間	定員	事前登録制
5月17日 (火)	10:00~11:00	10名	開催日の前の週の金曜日の16時までに電話でお申込みください。
	13:30~14:30	10名	
5月18日 (水)	10:00~11:00	10名	
	13:30~14:30	10名	
6月9日 (木)	10:00~11:00	10名	【会場】 新津税務署 二階会議室 【日程等】
	13:30~14:30	10名	
6月14日 (火)	10:00~11:00	10名	
	13:30~14:30	10名	

新津税務署では、事業者の皆さまに、インボイス制度について理解を深めていただきたいと考え、インボイス制度の開始に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度説明会を開催します。

参加費は無料、事前登録制で先着順となります。説明会に参加を希望される方はお早めに新津税務署へお申込みください。

【その他】

新型コロナウイルス感染症の感染状況等により説明会の開催を中止する場合があります。来場にあたっては、公共交通機関をご利用ください。

【問い合わせ先】

新津税務署 法人課税部門
☎二二二二二七一

「労働保険」年度更新手続きの準備を!

商工会では、労働保険の事務手続きの委託代行を受けております。対象事業所で未手続きの方は、商工会へご相談ください。

商工会に「労働保険」の事務委託をされている会員事業所におかれましては、前年度保険料の確定精算と次年度概算保険料算定のための「年度更新」手続きが必要です。

労働保険の保険料計算は、毎年四月から翌年三月までの一年間に従業員に支払った給料額、建設業等の労災保険については同期間に完了した元請工事金額に基づいて算定し、保険料を精算・納付していただくこととなります。今月末が年度末となりますので、関係書類(従業員給料の賃金台帳や工事の請負契約書等)の作成・整備をお願いいたします。

なお、「年度更新」の関係書類は三月末商工会から書類を送付します。

従業員を一人でも雇っていれば「労働保険」の加入は必須です

労働保険の加入対象事業所でありながら、労働保険加入手続きを行っていない事業所はありませんか。労働保険は労災保険と雇用保険の二つから成り立っており、総称して労働保険といえます。

従業員（雇用形態はパートもアルバイト含む）を一人でも雇っている場合は、必ず労働保険（労災保険）へ加入しなければなりません。

また、従業員の雇用条件が、①継続して三十一日以上、②週二十時間以上、の場合は対象従業員の雇用保険の加入も必要となります。

**小規模事業者補助金へ一般型
令和四年度公募を予定しています**

この補助金は小規模事業者等が、地域の商工会の助言等を受けて経営計画書を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の三分の二を国が補助します。補助金の活用をご検討の方は、早めに商工会へご相談ください。

申請書類は商工会で受け付けた後、

地方事務局（新潟県商工会連合会）へ送ります。書類に不備がある状態では申請を受付できませんので、準備はお早めをお願いします。

活用事例

- ① ホームページの作成
- ② 新機能の付いた機械の購入
- ③ 新サービス提供のための店舗改装
- ④ 看板、チラシ作成・配布
- ⑤ 生産性向上のための機械の購入

補助率・補助上限額

三分の二（上限五〇万円）

※「新潟市の特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者、令和三年一月一日以降の設立年月日の法人、または税務署の開業届に記載の開業日が令和三年一月一日以降である個人事業主についても、補助上限額が一〇〇万円に引き上げられます。

公募締切スケジュール

現在、未定です。公募要領を含め、公募スケジュールは令和四年三月下旬頃、公表予定です。公募スケジュール決定後、改めてお知らせします。

留意点

本補助金の制度内容や活用事例は令

和三年度の内容であり、三月下旬に公募要領が公表の段階で、一部内容に変更がある可能性がありますので、ご承知おき願います。

新潟県の最低賃金の改定

令和三年度十二月号から版にて、新潟県の最低賃金についてお知らせしましたが、内容の一部訂正がありますので、再度お知らせします。

産業別最低賃金	時間額	効力発生日
新潟県最低賃金 (新潟県内で働くすべての労働者に適用されます)	859円	令和3年10月1日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	936円	令和3年12月25日
各種商品小売業	新潟県最低賃金額が各種商品小売業特定賃金額を上回ったため、令和3年10月1日から新潟県最低賃金額の859円が適用されます。	
自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	936円	令和3年12月31日

「協会けんぽ」令和三年度の保険料率の確定について

全国健康保険協会「協会けんぽ」の令和四年度の都道府県単位保険料率が確定しましたのでお知らせします。

変更時期	令和4年 3月分から (4月納付分)	《参考》 令和3年 2月分まで (3月納付分)
介護保険第2号被保険者に該当しない場合 (40歳未満、65歳以上～74歳未満)	9.51% (+0.01%)	9.50%
介護保険第2号被保険者に該当する場合 (40歳以上65歳未満)	11.15% (Δ0.15%)	11.30%